

令和7年10月  
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年10月20日(月) 午前9時00分～9時28分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

### 出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

### 欠席委員

### 傍聴推進委員

12番 泉 善弘

### 農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福濱 実咲

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	3,365 m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	441 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	2件	田 畑	131 1,563 m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	件	田 畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	29件	田 畑	66,756.91 35,637 m <sup>2</sup>
第8号議案	地域計画の変更について	件	田 畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	8,262 284 m <sup>2</sup>

## 令和7年10月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より10月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案まで合計35件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中 全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人の方が2名お見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	<p>(挨拶)</p> <p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を 12番 山本 委員さんと 13番 宮本 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、1番 松浦 委員さんと17番 富木田委員さんと18番 三木 委員さんと私で、先週10月17日(金)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、ただいまより議事に移らせていただきます。</p> <p>第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。</p> <p>まず初めに、追加の配布資料をご覧ください。</p> <p>9月の定例会で質問のあった、第1号議案農地法第3条許可申請4番についての取得後の詳細な営農計画の件についてですが、先月審査済みではありますが、先月の説明時点では十分な説明ができておりませんでしたので補足説明させていただきます。</p> <p>1反3畝を譲受人の方含め3名で手作業ですとのことでした。</p> <p>トマトやナスなどを耕作する予定であり、収穫物は自家消費や農協、産直にて販売する予定です。苗、肥料、薬品等は農協及び近くの販売店にて購入する予定だそうです。</p> <p>それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請3件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますこと</p>

をご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。

1番 申請地は■■■ 地目 田 面積1,170㎡です。

譲渡人、譲受人とも市内の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は109,780.05㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農機具の所有状況は、トラクター、耕うん機各10台、トラック20台、農舎が1,000㎡です。農作業歴は50年、年間従事日数は300日程度、通作距離についても車で10分圏内と通作可能と判断できます。報告第1号1番に関連しています。

2番 申請地は■■■ 地目 田 面積604㎡です。

県外の土地所有者が譲渡人、市内の方が譲受人となる有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は21,282㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、耕うん機各10台、トラック13台、農舎が850㎡です。農作業歴は40年、年間従事日数は300日程度、通作距離についても車で5分圏内と通作可能と判断できます。報告第1号2番に関連しています。

3番 申請地は■■■ 地目 田 面積1,591㎡です。

譲渡人、譲受人とも市内の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は1,774㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、水稻等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、耕うん機1台です。また、田植え機、コンバインをリース予定です。必要に応じて購入する予定もあるそうです。農作業歴は49年、年間従事日数は150日程度、通作距離についても徒歩2分圏内と通作可能と判断できます。

申請地の現状は3分の1が遊休農地になっており3分の2が土地改良事業の工事現場となっています。

農地法第3条第2項第1号に所有権による権利を取得しようとするものは取得後において農地すべてを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合であれば許可できないとあります。

通常なら許可後に農地復元をして耕作することの確実性が認められないため農地復元することを求めています。申請時に農地復元していないと許可できないという

	<p>わけではありません。</p> <p>今回は木等を伐採する業者と譲受人の注文請書の写しが提出されているため、許可後に農地として適正に管理される見込みがあると判断できます。</p> <p>以上のことから本日の案件3件につきまして、譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件のうち、1番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。</p>
	<p>それでは、1番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。</p>
	<p>(木下委員 退室)</p>
各委員	<p>1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、木下委員さんには入室をお願いいたします。</p>
	<p>(木下委員 入室)</p>
各委員	<p>続いて、残りの2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。</p>
	<p>続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件についてご説明いたします。</p>

	<p>申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 441 m<sup>2</sup>です。</p> <p>■■■から南東へ約 200mに位置。</p> <p>無断転用の有無 有</p> <p>貸住宅、貸駐車場用地として利用していたので始末書の提出があります。</p> <p>転用目的 貸住宅、貸駐車場 用地</p> <p>申請理由 昭和 50 年頃からに申請者の夫が申請地に貸車庫や賃貸住宅を建てて以来賃貸事業地として利用しております。今後も事業地として利用したいため申請に至りました。</p> <p>農地の区分 都市計画法により用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第 3 種農地に該当します。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であります。また、周辺に農地は無く住宅街となっております。</p> <p>土地改良区意見書については土地改良区の区域外ですが、地元水利の同意は確認できております。</p> <p>その他 排水計画は、雨水は既設の排水路を經由し西側水路へ放流、汚水は公共下水道に接続済みです。造成計画は、無断転用のため新たに造成はしません。地域計画の区域については、区域外となっております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
本条委員	<p>元々無断で宅地や駐車場になっている地目を田から宅地に変えるということなのですか。</p>
事務局書記	<p>すでに駐車場や倉庫が立っており地目を宅地に変える申請になります。無断転用の解消ということにもなります。</p>
会長職務代理	<p>街中には無断転用されているところが多いです。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p> <p>特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」2 件を議題に供します。</p> <p>なお、第 3 号議案の 1 番については現地調査を実施しておりますので、松浦 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p>

松浦委員	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>申請者は、申請地の隣にお住いのかたです。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 99㎡ 外1筆 合計 131㎡</p> <p>坂出市 ■■■から北へ約300m。</p> <p>無断転用の有無 あり</p> <p>転用目的 宅地拡張</p> <p>申請理由 譲り受ける方は、申請地の隣りにお住まいで、市道を挟んで正面に自宅があります。現在の敷地では、駐車場が狭くて困っていたところ、申請地を管理している方との協議がまとまり、今回の計画にいたしました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>以上です。</p>
会長職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま松浦 委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足説明がありましたら他の案件と併せて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長補佐	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。</p> <p>1番について補足説明いたします。</p> <p>その他 所有者の方は亡くなり、相続財産清算人が選任されています。造成計画は、元の所有者の建物が撤去されて更地のため、碎石による整地のみを行い、車庫を2棟建てます。新たな擁壁の設置はありません。排水計画は、汚水の発生もありませんので、自然浸透です。</p> <p>地域計画の変更については区域外です。</p> <p>2番 申請者は、県外に主たる事務所を置き太陽光発電事業等を行っています。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 畑 面積 1563㎡</p> <p>■■■から西へ約100mに位置。</p> <p>無断転用の有無 なし</p> <p>転用目的 太陽光発電設備</p> <p>申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を計画したところ、農地の処分を検討していた譲渡人と話がまとまり申請に至りました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>その他 この申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格</p>

	<p>買取制度、FIT 制度ではありませんが、四国電力の送電網を利用して電気事業者へ売電する方法です。造成計画は、整地のみで新たな擁壁はありません。排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。地域計画の変更については、区域内であったため 9 月に変更公告済です。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま松浦 委員さんと事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」 2 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>事務局長補佐</p>	<p>1 番で所有者が亡くなり譲渡人が弁護士になる場合お金は国のものになるのですか。</p>
<p>本条委員</p>	<p>財産を処分するにあたって相続人の方はおられず清算人の方との有償の申請になります。国庫帰属という話は出ていません。</p>
<p>会長</p>	<p>国有財産になるので清算人を指名してその方が売買をするようになります。お金は手数料や経費残りは国庫にという仕組みになっているようです。</p>
<p>各委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>(委員による審議) 【異議なし】 の声あり</p>
<p>事務局書記</p>	<p>特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」 2 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p>
<p></p>	<p>続いて、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」 2 9 件を議題に供します。</p>
<p></p>	<p>事務局の説明を求めます。</p>
<p></p>	<p>それでは第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」 2 9 件についてご説明いたします。</p>
<p></p>	<p>それでは第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 2 9 件についてご説明します。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が 20 件、更新が 8 件、再設定が 3 件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しており</p>

<p>会長職務代理</p>	<p>ます。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号、第 3 号を満たしていると考えます。</p> <p>よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」29 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>《質疑応答》</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご意見もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」29 件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p> <p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」4 件についてです。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」4 件についてご説明いたします。</p> <p>1 番 ■■■■ 地目 田 面積は 1,170 m<sup>2</sup>です。 大屋富町の貸付人から香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的で第一号議案 1 番に関連しています。 備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>2 番 ■■■■ 地目 田 面積は 604 m<sup>2</sup>です。 愛知県岡崎市の貸付人から香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的で第一号議案 2 番に関連しています。 備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>3 番 ■■■■ 地目 田 面積は 24 m<sup>2</sup> 外 6 筆 計 5,349 m<sup>2</sup>です。 川津町の貸付人から香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由は貸付人の意向で詳しい理由は農地機構のほうにも確認しましたが、わからずおそらく売買目的ではないかと聞いております。 備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。</p>

<p>会長職務代理</p>	<p>4番 ■■■ 地目 田 面積は1,423㎡ 府中町の貸付人から川津町の法人の貸借の解約になります。 解約理由 転用目的です。 備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。</p> <p>以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。</p> <p>3番についてですが、担い手の方が荒らして所有者の方が解約をするという流れになっているようです。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による確認) 【なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。</p> <p>その他の案件として、事務局の方で何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局からの連絡事項等)</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>それでは、これもちまして10月の定例会を閉会致します。 長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時28分終了</p>